規　　約

狭 山 市 剣 道 連 盟

第一章　　総　　則

（名　　称）

第　一　条　　本連盟は、狭山市剣道連盟という。

（事　務　所）

第　二　条　　本連盟の事務所は事務局長宅に置く。

（目　　的）

第　三　条　　本連盟は剣道、居合道（以下剣道という）を奨励振興して、剣道精神の涵養に資するとともに、会員並びに剣道関係者相互の親睦を図ることを目的とする。

（事　　業）

第　四　条　　本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

１．剣道大会の開催

２．剣道に関する講習会、練習会の開催

３．剣道級位の審査及び段位称号の附与申請並びに級位の附与

４．剣道功労者の表彰

５．各種大会への選手派遣

６．その他本連盟の目的達成に必要と認める事項

第二章　　会　　費

（会　　員）

第　五　条　　本連盟の会員は狭山市に在住もしくは在勤、又は在学しているもの、その他理事会に於いて認めた剣道愛好者をもって組織する。

（入　　会）

第　六　条　　本連盟への入会は別に定めるところの手続きにより申し込むものとする。

（会費・入会金）

第　七　条　　会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　会費納入は会員の義務であり、納入しない場合は会員としての権利を失う。ただし、第八条（退会・休会）の休会に該当する場合や８０歳以上の会員に該当する場合は、会費の納入を免除することができる。

（退会・休会）

第　八　条　　会員にして本連盟を退会・休会しようとするときは、会長にその旨の届出をする。

（除　　名）

第　九　条　　会員で本連盟の名誉を毀損し、又は本連盟の目的趣旨に反し、会員としての対面を汚す行為をした者は、役員会の協議により除名することができる。

第三章　　役　　員

（役　　員）

第　十　条　　本連盟に次の役員を置く。

１．会　長	１名
２．副会長	若干名
３．理　事	若干名
４．事務局	若干名
５．監　事	２名

（役員の選任）

第十一条　　会長は総会において選出する。

２　理事、監事は会員の中より選出されたものを総会に於いて選任する。

３　事務局長は会長が選任し、総会に諮って委嘱する。

（役員の職務）

第十二条　　会長は本連盟を代表し会務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

３　理事は会長、副会長と共に役員会を組織し、会務に関し審議決定の執行に当たる。

４　事務局は本連盟の一般事務及び会計業務に当たる。

５　監事は本連盟の会計執行の状況を監査し、役員会及び総会に於いて意見を述べることができる。

（役員の任期）

第十三条　　役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

２　補欠のため選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

３　役員に任期満了後といえども後任者が就任するまで、前任者がその職務を行なうものとする。

（役員の解任）

第十四条　役員が本連盟の名誉を損し、又は本連盟の目的に反する行為をしたときは、総会の決議により解任することができる。

２　前項の決議は出席会員の三分の二以上の同意を要する。

（名誉会長）

第十五条　本連盟に名誉会長を置くことができる。

（顧　　問）

第十六条　本連盟に顧問・相談役を置くことができる。

２　顧問・相談役は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

３　顧問・相談役は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

第四章　　会　　議

（会議の種類）

第十七条　　会議は総会及び役員会とする。

（総　　会）

第十八条　　総会は定期総会と臨時総会に分ける。

（会議の開催）

第十九条　　総会、役員会は会長が召集し、その議長となる。

２　定期総会は、会計年度終了後二ヶ月以内に開催し、臨時総会、役員会は随時必要なときに開催する。

（会議の定足数）

第二十条　　総会は出席した会員、役員は役員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

２　会議の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

（議決の委任）

第二十一条　　やむを得ない理由のために会議に出席できない会員、または役員はあらかじめ会長に届け出て議決の委任をしなければならない。

２　若し前項の届け出がないときは議事に異議ないことを認め議決に従う。

（経　　費）

第二十二条　　本連盟の経費は会費及び助成金、寄付金等を以てこれに当てる。

（会計年度）

第二十三条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日で終わる。

第五章　表　彰

（表彰の基準）

第二十四条　表彰は、団体及び個人を対象とし、それぞれ次に該当するものとする。

２　団体表彰

⑴　組織及び運営が充実し、他の模範となる団体であること。

⑵　県大会以上の規模の大会において、３位以内に入賞したもの。

３　個人表彰

⑴　本連盟発展のために貢献し、その功績顕著なもの。

⑵　県大会以上の規模の大会において、３位以内に入賞したもの。

（表彰の内容）

第二十五条　団体、個人表彰は、表彰状及び記念品を授与する。

附　則　１　この規約に定めるものの他、本連盟の運営に関し必要と認めるものは役員会の議を経て会長がこれを定める。

２　この規約は昭和４９年４月１日より施行する。

３　この規約は平成７年４月１日より施行する。

４　平成１８年４月１日一部改正。

５　平成２０年４月１日一部改正。

６　平成２３年４月１日一部改正。

７　平成２５年４月１日一部改正

入会及び会費細則

（入会手続）

第　一　条　　規約第五条に該当するもので、入会しようとするものは所定の申込書に記載し、入会金をそえて会長に申し出るものとする。

２　入　会　金　　金　壱阡円也

３　入会申込書　　別に定める

第　二　条　　規約第七条に定める会費は次の要領により納入する。

２　会費は年間四千円とする。尚途中入会者は当該半期分を納入する。

３　会費納入者には、会長は領収の証を発行する。

４　会長は会費収納事務を事務局に委任することができる。

25．4．1

狭山市剣道連盟ホームページ運用要領について

1 目的

オープンネットワークのホームページを活用し、狭山市剣道連盟（以下、「市剣連」という。）の事業計画、各種行事、活動状況、会員の活躍及び上級機関からの連絡事項等を広報するとともに、意見交換の場を提供することにより、次の事項を目的とする。

（1） 会員間の情報の共有
（2） 市剣連活動の活性化
（3） 新会員の開拓及び募集
（4） 市剣連の活動等を内外に広くPR
（5） （公財）埼玉県剣道連盟（以下、「埼剣連」という。）、市剣連、各クラブ間の連携及び迅速な情報伝達の確保
（6） 剣道を通じて、健全な社会作りに貢献

2 方針

（1） インターネットの普及、通信機器の発達等、社会活動の現状を考え、市剣連においてもホームページを活用し、必要な情報を適時に会員に提供し、剣道の理念及び交剣知愛の精神を浸透させ、よって市剣連の運営及び活動の活性化を図る。
（2） 迅速性を確保するため、ホームページ運営委員会を設置し、情報を一元的に管理する。
（3） ホームページのための格納領域は、埼剣連のサーバー又は商用のサービスを活用する。
（4） 会長、事務局長、ホームページ運営委員は連絡を密にし、市剣連の方針に反した掲載、市剣連又は関連機関の権威の失墜、個人情報の漏洩等に最大限の注意を払う。

3 ホームページ運営委員会

（1） ホームページ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を、事務局に置く。
（2） 運営委員会は、委員長1名と数名の運営委員から構成する。
（3） 委員長は、事務局長が兼務する。
（4） 運営委員は、市剣連の嘱託とし、会長から委嘱を受けた者を当てる。
（5） 運営委員の任期は1年とし、継続を可能とする。

4 運用要領

（1） 掲載内容

ア 市剣連の紹介
イ 市剣連の規約等
ウ 市剣連役員
エ 市剣連の事業計画
オ 市剣連の活動状況
カ 昇級、昇段、試合等の活躍（結果）を紹介
キ 市剣連又は関連機関からの連絡
ケ 会員募集広告

コ　フォトギャラリー（アルバム）等で活動の紹介
サ　所属する各クラブの活動、連絡先
シ　市剣連会員の国内、国外の活躍を紹介
ス　その他、市剣連の方針に沿った事項

（2）　データの流れ

ア　会員は、掲載するデータを運営委員会に送付する。
イ　運営委員会は、受領したデータの掲載可否を審査し、妥当と認めた場合に掲載する。
ウ　運営委員会は、掲載にあたっては、会長、事務局長にその旨を通知する。
エ　会長から掲載中止の指示を受けた場合、直ちにホームページから削除する。

（3）　その他

ア　ホームページの掲載、変更、削除、その他の管理については、全て運営委員会が行う。
イ　中傷するような掲示があった場合、直ちにデータを削除する。
ウ　運営委員会以外の者により、無断又は悪意を持ってデータを改ざんされた場合は、ホームページの運用を一部又は全面中止を行うものとする。
エ　ホームページのデータ、格納領域等の管理を適切に行い、その実行に混乱をさせないようにするものとする。
オ　ホームページの環境の変更、問題等が発生した場合は、直ちに会長に報告し、指示をあおぐものとする。

5　報告

運営委員会は、会計年度末の役員会に運用状況を報告し、承認を受けるものとする。